

名古屋市告示第596号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、令和3年11月25日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和3年11月24日

名古屋市長 河村 たかし

道路の供用開始

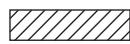
道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	敷田大久伝線第5号	名古屋市緑区鳴海町字細根118番の312地先から 名古屋市緑区鳴海町字米塚11番の112地先まで	附図
	2	敷田大久伝線第4号	名古屋市緑区鳴海町字米塚11番の171地先から 名古屋市緑区鳴海町字米塚28番の1地先まで	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例

 道路の供用を開始する部分
